

市民後見人の育成について

平成27年度第2回 地域福祉専門分科会 主な意見と市の対応

意見

対応

○市民後見人育成の必要性について

認知症高齢者の増加、知的・精神障害者やその家族の高齢化、第三者後見人の増加、専門職後見人の不足を考慮すると、**早急に市民後見人を育成する必要がある。**

平成28年度以降、早期の育成開始を目指す。

○市民後見人の定義について

市民後見人には、同じ地域に暮らす住民の立場を活かした身上監護を中心とした後見活動が期待される。
定義には身上監護を記載してほしい。

身上監護に関する記述を定義に記載。
(下記参照)

○市民後見人が受任する案件について

市民後見人にはどのような案件を担ってもらうのか、
市民後見人の責任が重いのではないか。

専門性を要する案件については、弁護士などの専門職後見人に委ねる。
市民後見人には次のような事案を想定。
・紛争の少ない事案
・市川市内で活動できる事案
・身上監護が中心となる事案

○育成後の活用について

育成課程修了後、成年後見人として選任されるまでの間、登録者はどのように活用するのか。

法人後見業務への従事、福祉サービス利用援助事業の生活支援員としての活動などを想定。

○報酬について

成年後見人の報酬についてはどのように考えるか。

報酬付与の申立てを行うかどうかは後見人本人の判断とすることを想定。

(参考)市民後見人の定義

- 市民後見人は、地域に居住する身近な援助者として、法に定められた権限(代理権、同意権、取消権)をもって、本人に必要な福祉サービス契約や支払を行うなど、本人が安心して暮らせるように様々な手配を行うことにより被後見人の地域における生活を見守り、支援を行う
- 市民後見人は、被後見人の地域生活に課題が生じた場合には、地域と連携して解決に取り組む
- 市民後見人は、成年後見に関する幅広い知識や技術を習得するため、本市の養成課程を修了した者とする

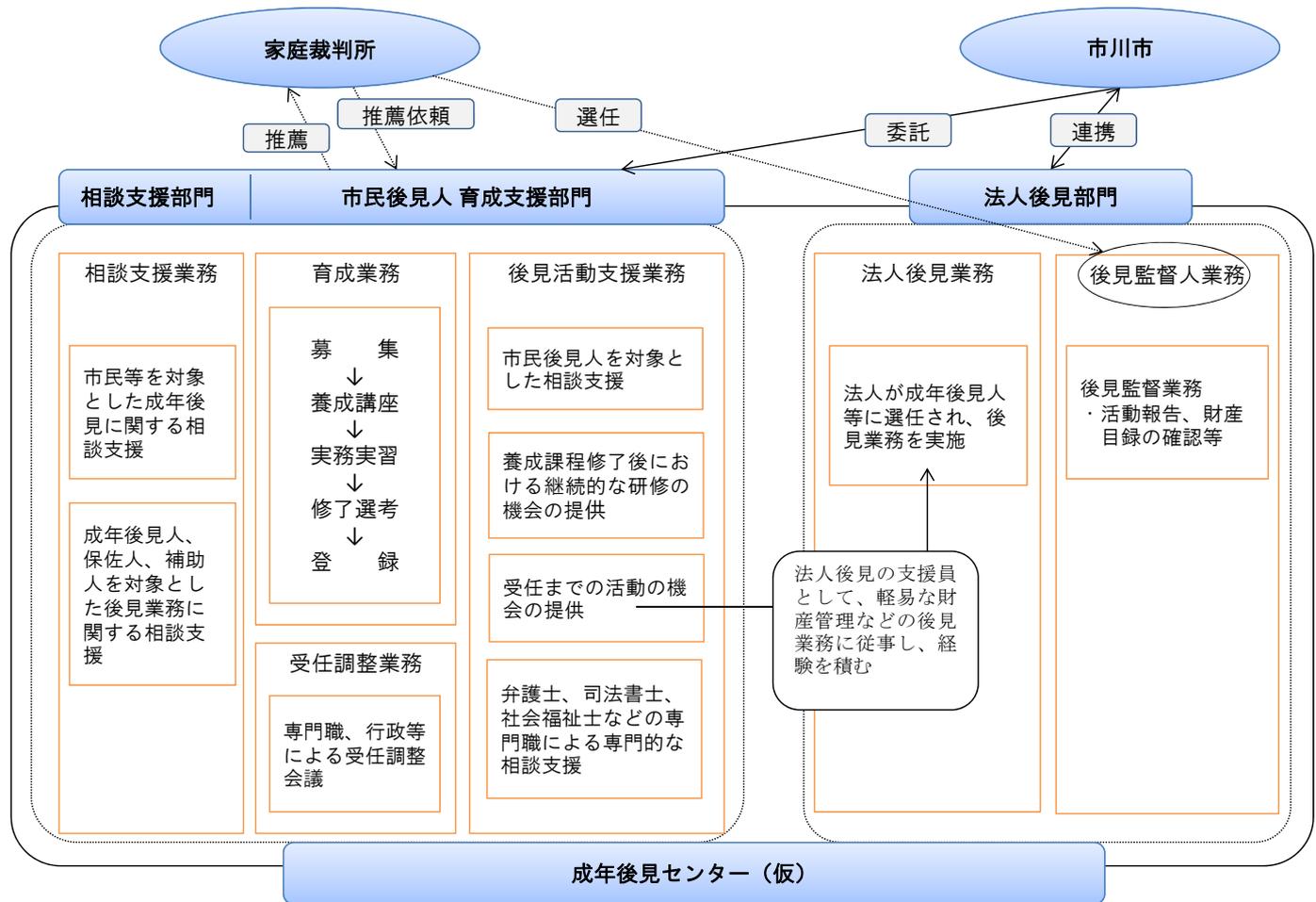
【身上監護の例】

Aさんに代わって適切な布団を購入するための交渉をしたり(代理権)、
Aさんが一人で不適切なものを買ってしまったら、取り消す旨を伝えたり(取消権)、
不利益を被らないように支援します。

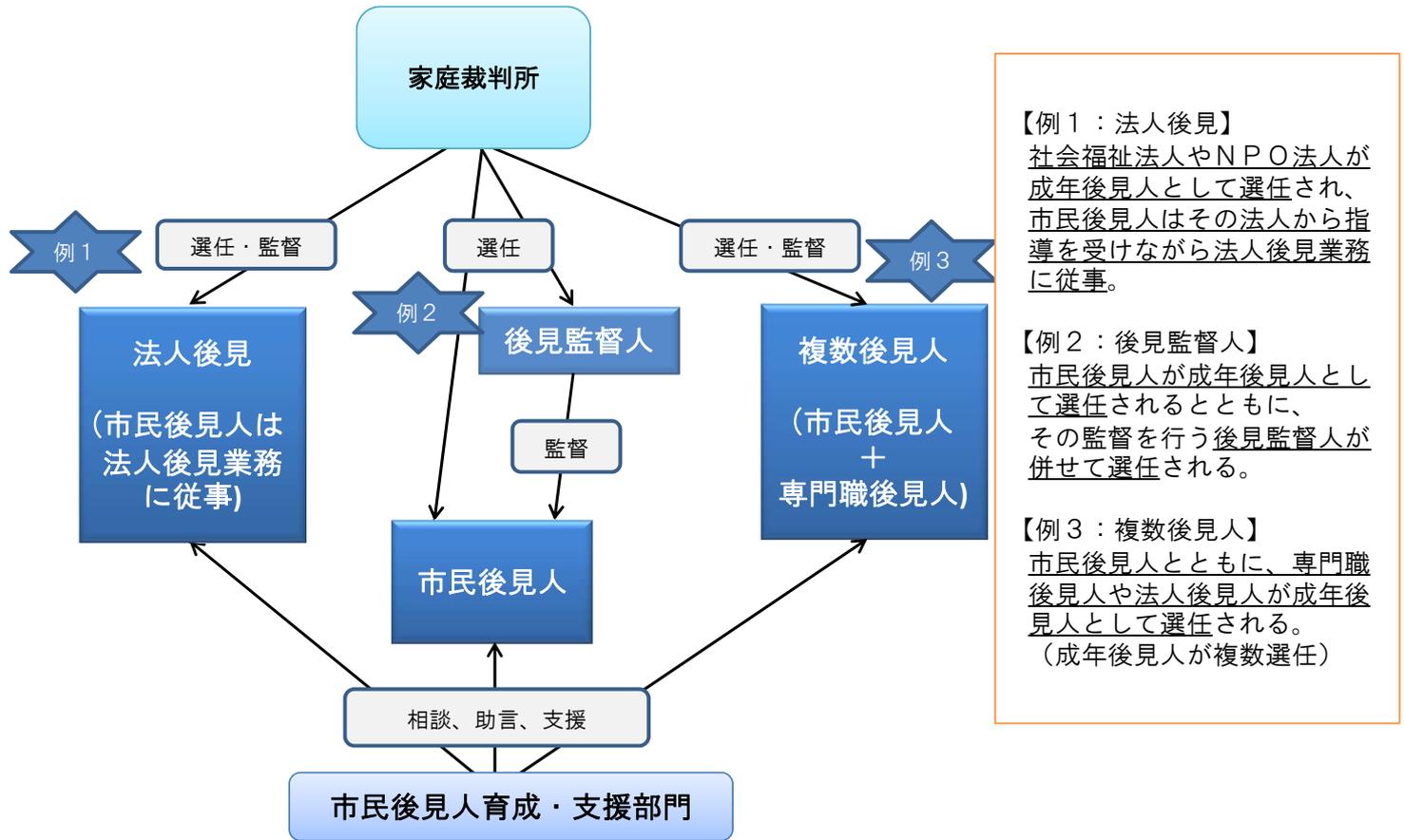
この場合、Aさんの希望を尊重し(自己決定の尊重)、生活状況、体力、精神状況などを配慮して(身上配慮義務)、
Aさんに最も良い方法を選んで行います。

このように、成年後見人は、本人の身上監護に関する法律行為を行います。
ここには、介護や買物などの事実行為は含まれません。

市民後見人の育成・支援のしくみ(成年後見センター一例)



市民後見人の活動類型(他市の例)



【例1：法人後見】
 社会福祉法人やNPO法人が成年後見人として選任され、市民後見人はその法人から指導を受けながら法人後見業務に従事。

【例2：後見監督人】
 市民後見人が成年後見人として選任されるとともに、その監督を行う後見監督人が併せて選任される。

【例3：複数後見人】
 市民後見人とともに、専門職後見人や法人後見人が成年後見人として選任される。
 (成年後見人が複数選任)